

第3回検討会での指摘と対応

○議題(1)：自然共生サイト（仮称）と経済的インセンティブ等との関係について

⇒質問・指摘事項はなし

○議題(2)：自然共生サイト（仮称）認定の試行について

※インセンティブに関わる質問・指摘のみ抽出

No	質問・指摘事項	回答・対応方針
1	複数の地権者がいる場合には、同意を得ることへのハードルが高い。生物多様性地域連携促進法、自然再生推進法など既存法制度での住民参加型の協議会の仕組みもあり、このようなものと組み合わせることで広域の里山の共生サイトが実現するとよい。(渡辺委員)	(環境省回答) 現在、課題解決の検討に向けて4か所のモデル地域を実施しており、その結果もご報告して、また意見交換させていただきたい。
2	現場でやっている人にはどのような場所が OECM に入るのか、それにはどのようなエビデンスや情報を揃えればよいのかが分からず、これまでの試行の結果も広く認識されていないので、その情報提供も必要。専門家ネットワーク、支援のためのネットワークを早急に作っていく必要がある。(土屋委員)	(環境省回答) 伴走支援や専門家のネットワークの中で、自然共生サイトを単に認定して終わりではなく、それを活用しながら地域でどうサポートしていくか、地域の活性化にどう生かしていくか、まず活用の仕方を考えていきたい。
3	森林認証に認定されているところが入っている例が多い。試行において判断された基準が分かると、森林認証に関係した多くの森林所有者、関係者も応募に手を挙げられるのではないか。(土屋委員)	(環境省回答) 試行における事例や審査内容を踏まえて、判断基準について丁寧に説明していきたい。
4	ESG 投資を呼び込むことも視野に入れていることを踏まえて、何がより投資を呼びやすいかにも踏み込んでいくのか。取組と専門家とのマッチングだけでなく、他のステークホルダーがどう関わってくるのかということも少し視野に入れて検討するとよい。(森田委員)	(環境省回答) 多様なステークホルダーとの連携を視野に入れ、実際に作ってから何も動かない・応援がないということのないように、初期の段階から多様な方の意見を聞きながら使える仕組みにしていきたい。
5	今後、基礎自治体との連携や緑の基本計画などの施策との連動が重要だが、どのように考えているのか。(佐藤(留美)委員)	(環境省回答) 地方環境事務所単位で地域ごと、自治体も巻き込みながら、まずは自然共生サイトや OECM を勉強する会合を進めている。今後の国家戦略改定、地域戦略との連携についても、意見交換しながら進めていきたい。
6	今回の試行参加団体にもレベルの差があり、サポート体制が必要。本庁と地権者の間に立つ中間支援的な体制や組織などがあると、OECM の推進にもつ	

	ながり、ネットワーク化やお互いに助け合いエンパワメントをしていくことにつながる。(佐藤(留美)委員)	
7	管理する側と支援する側に対するインセンティブということで前回から2つに分けられているが、特に管理に関わる <u>専門家に対してのインセンティブも議論できるとよい</u> 。(後藤委員)	(環境省回答) 専門家や、支援主体が専門家派遣を行う場合の派遣側にもメリットができるような仕組みを検討していきたい。

○議題(3)：経済的インセンティブ等の検討状況とインセンティブ制度(素案)について

No	質問・指摘事項	回答・対応方針
8	<u>英語での証明</u> もお願いしたい。TNFD 関係だけでなく、大学・研究機関もランク付けにおいて環境への対応が入るようになっており、国でオーソライズされていると強みになる。(一ノ瀬委員)	(環境省回答) 英語での貢献証書の発行はぜひ検討して実施したい。
9	認定時には、生物多様性の保全にどのぐらい貢献しているのかが一番重要なところ。面積は大小様々あるが、面積だけで生物多様性への貢献が測れるわけではなく、ここが重要な論点になるのではないか。(一ノ瀬委員)	(環境省回答) 貢献証書においては、支援によって生物多様性の価値がどのように上がったのか、保全にどの程度貢献しているかを示すことは必要だが、単位については引き続き議論していきたい。
10	企業版ふるさと納税は地域再生計画がなくても使える制度である。全国にどれくらい OECM をつくりたいかと、それに見合う供給ができるかが重要。そのためには多くの企業に地域のネイチャーポジティブへの貢献には価値があること、あるいは義務であることのストーリーを国として用意したり、どのような企業への働きかけをするかという戦略策定、 <u>国としてのネイチャーポジティブの目標の自治体・事業者単位への落とし込みも必要</u> 。CO ₂ のNDCをネイチャーポジティブ版でもきちんと作って証書に載せていくことが重要。(高川委員)	⇒ご指摘を踏まえて証書の記載内容やインセンティブのあり方等を検討した。
11	貢献証書自体が経済的インセンティブという理解ではないが、 <u>何に貢献したという部分をどれだけ書けるか</u> というのが重要。若干自由度を与えたほうが書きやすいのではないか。(後藤委員)	⇒ご指摘を踏まえて証書の記載内容を検討した。
12	<u>貢献を示す対象として3段階ぐらいある。適地だと判断する認定前の行為による貢献、実効性を高めるための活動への貢献、保全計画の策定や計画</u>	

No	質問・指摘事項	回答・対応方針
	<p><u>の実行・モニタリング・レポートに対する貢献もある。</u>貢献の度合いをいかに書くかというところに議論を深めていただきたい。(後藤委員)</p>	
13	<p>今回は先送りされていたが、経済的インセンティブとなると実効性に関する定量的な根拠が重要なので、今のうちから議論しておいて、将来的な発展の基礎にできると良い。(後藤委員)</p>	
14	<p>モンテリオールの2030ターゲットの15で求められている締約国への情報開示については、TNFDのv0.3もそれに沿ったものになっている。日本はシングルマテリアリティというスタンスをとっているが、ヨーロッパの場合はダブルマテリアリティが義務化される方向のため、日本企業であってもヨーロッパで大きなビジネスをしているところは、そのルールに従わないといけない。</p> <p>日本での開示義務以上に、投資家向けのCDPなどでも求められるようになれば、<u>証書の中でも自分たちのビジネスに直接どういうストーリーで影響するか、さらにそれが英語で書かれていると、非常に説明がしやすくなる。</u>(原口委員)</p>	<p>(環境省回答) 地域への貢献、地域の自然あるいは地域の社会へ貢献のPRという意味では、自治体が作成する生物多様性地域戦略への記載が重要だと考えている。環境省で生物多様性地域戦略の手引きの改訂を考えており、担当部署と連携していきたい。</p>
15	<p><u>貢献証書にはネイチャーポジティブへの貢献度も載せる</u>ことになる。例えば、各市町村のネイチャーポジティブ、種多様性の保全への貢献度を端的に数量化することが必要。それが自治体単位でOECDをどれくらい増やし、ネットワーク化できるかにも関わる。(高川委員)</p>	
16	<p>この証書が何を証明し表すのかという点が少し分かりづらいと感じた。<u>実施者側にとっての証明と支援者側にとっての証明の両側面があり</u>、実施者にとっては、例えばどれぐらいの金銭の供与を受けたかや人的な貢献をされたか、現物で何か供与されたか、というような物量的なものが考えられる。もう一つは、<u>支援によってどれぐらい生物多様性や自然保護に貢献できたか</u>という<u>ことの証明がある</u>。他方、支援者にとっては、実際何をどれ</p>	<p>(環境省回答) 資料3-2の5ページに書いたように、サイトの証明内容に関連して、所有者や管理者がストーリー作りを行うと考え、こちらから証明することは考えていない。</p> <p>⇒ご指摘を踏まえて証書の記載内容を検討した。</p>

No	質問・指摘事項	回答・対応方針
	だけ出したかという証明に加えて、先ほどのご説明でいうとストーリー性というものがある。(長谷川委員)	
17	<u>支援者にとっての本業による自然保護への貢献の関係(ストーリー性)は、証明する対象としてややなじまない。</u> それらは、支援者が必要に応じて投資家などに説明していけば良いもの。貢献証書が何を証明しようとしているものかについての整理があったほうが良い。(長谷川委員)	
18	証書についてセカンダリーマーケットを想定するか。想定しないとすると、それは証書というより証明書と呼ぶほうが誤解を招かない。どのような貢献をし、どのような効果を生んでいるものかを証するものだと整理したほうが、有価証券法のようなものを前提にするより、利用者に分かりやすくなるのではないか。(長谷川委員)	(環境省回答) セカンダリーマーケットは考えておらず、貢献証書はあくまで相対取引でと 考えている。
19	証書としてセカンダリーで流通させるという話ではなく、まさに地域で頑張っているところを皆で支えるための証明書だとすると、これは <u>公益事業に対する寄附のような性格になり、シンプルにその支出が税制上優遇されるような形にしたほうが良い</u> ように思う。(竹ヶ原委員)	(環境省回答) 自然資本の価値評価の試みや実践はされているが、それをどう所有者や地域の金銭的なメリットにしてもらうか非常に悩ましい。 別途立ち上げているネイチャーポジティブ経済研究会でネイチャーポジティブに向かうのに足りていない施策や取組を洗い出していくので、その中でじっくり整理していきたい。
20	<u>自然共生サイトを持っていることに可視化されていない価値がある</u> と考え、それを見える化する方向でのインセンティブ付けもあると思う。まず実施主体が自然共生サイトを持っていることの価値、自然資本をきちんと管理していることが企業価値や価値創造につながっているというロジックを作る必要がある。これができるれば、上場企業であれば TNFD の開示につなげたり、実施主体にも ESG 投資の恩恵が及ぶかもしれない。(竹ヶ原委員)	⇒ご指摘を踏まえて証書の記載内容を検討した。
21	寄附と無形資産への貢献のどちらを選択するかで証書への記載の仕方が変わってくる。実施主体にどのような経済的インセンティブを与えられるかということをも足早に構築していったほうが、より分かりやすくなるのではないか。(竹ヶ原委員)	

No	質問・指摘事項	回答・対応方針
22	<u>自然資本を持っていることをマーケットの関係者に知らせる手段になり得るという点は重要なインセンティブになる。</u> (佐藤(真行)委員)	
23	<u>何に対して証書の発給をするのかについては、成果主義で物事を見るのか、プロセス主義で物事を見るのかという2種類がある。</u> プロセス主義で見るなら保全活動をやっていることを証明すればよいが、保全対象種の増加まで見る必要があると今度は成果主義の話になる。(八木委員)	⇒ご指摘を踏まえて証書の記載内容を検討した。
24	その他インセンティブについて、既存の制度で活用があるものは、 <u>その活用度合や効果を確認したうえで議論</u> してはどうか。(長谷川委員)	(環境省回答) 里地里山のような別の事業制度の加点措置については、ほかの省庁とも関連する制度の加点措置等の連携を図りたい。
25	里地里山を考えた場合、中山間地域直払や多面的機能支払が想定され、そのような制度の中での加点がすぐに考えられるやり方かと思うが、そのあたりの検討はされているのか。(広田委員)	⇒ご指摘を踏まえて、改めてその他のインセンティブ、補助金・交付金の整理を行った。来年度以降も継続議論。
26	自然共生サイトとして残すに当たり、固定資産税の軽減が考えられる。既に特別緑地保全地区や生産緑地の制度があるが、そのようなものと絡めるのか別で考えるのか、 <u>土地を持っている人の負担軽減が必要。</u> (森委員)	
27	既存の交付金の活用は大事だが、自然共生サイトを重要施策として動かしていく上で、認定前後の調査、計画策定・改定などを公的資金で支援するため、既存の交付金の拡充・強化、新たな枠組の設置などもぜひ検討してほしい。(渡辺委員)	
28	その他のインセンティブ候補として、保全活動の実施主体だけでなく、周辺の人たちへのメリットという視点もある。例としてはグリーンツーリズムなどがあり、これらとコラボの道があるかどうかも視野に入れると良い。(八木委員)	⇒ご指摘を踏まえて今後の調査検討方針を整理した。
29	<u>制度の試行の形で早い段階からこのインセンティブの検討結果が活かされていくようなスケジュール的な工夫ができないか</u> (渡辺委員)	
30	貢献証書に関してどういうステークホルダーがよりメリットを感じるのかは整理が必要。企業や金融機関がこのような <u>貢献証書があったらどのような</u>	

No	質問・指摘事項	回答・対応方針
	<p><u>にモチベーションが上がるのか、メリットを感じるのかというところをもう少しヒアリングしていただきたい。</u> そこまで熱心ではない企業や金融機関も含めてヒアリングしてみるのもいいのではないか。(森田委員)</p>	
31	<p>緑地の地権者はいろいろな悩み（普及啓発、緑地の健全な維持、地域貢献）を抱えている。集まったお金をどのようによい形で使えるようにする流れ、ストーリーをうまく作っていくことが必要。ぜひ地権者に実際ヒアリングをして、どういうことに悩んでいるのかそこを体現する形にすると、いい認証の促進につながる。(佐藤（留美）委員)</p>	
32	<p>本来なら屋敷林や農地がセットになって生物多様性の向上になっていくが、地権者もばらばらだったりして、そこをすくい取る仕組みが足りない。(佐藤（留美）委員)</p>	
33	<p>海外ではうまくいっている事例、貢献証書がいろいろな主体を巻き込むような流れになっている良い事例があれば、教えていただきたい。(森田委員)</p>	<p>(環境省回答) バンキング制度等いろいろな諸外国の制度を調べたが、何かしら法規制とのセットであるものがほとんどで、ボランティアな取組の中で証書制度のようなものを使っている事例は今のところ見つけられていない。</p>

以上